

## 宮城県公安委員会公印規程

昭和34年10月6日  
宮城県公安委員会規程第1号

宮城県公安委員会公印規程を次のように定める。

### 宮城県公安委員会公印規程

第1条 この規程は、宮城県公安委員会における庁印及び職印（以下「公印」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 公印を分けて、一般公印と専用公印とする。

2 一般公印とは、一般的な用途に使用するものをいい、専用公印とは、特定の用途に使用するものをいう。

3 公印の制式等は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

第3条 公印の使用、保管、その他必要な事項は、県警察本部長が定める。

### 付 則

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和34年10月1日から適用する。

2 この規程施行の際、現に使用中の公印については、当分の間この規程の規定にかかわらず使用することができる。

### 附 則（昭和35年3月8日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和35年3月1日から適用する。

### 附 則（昭和35年12月20日公安委員会規程第4号）

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和35年12月20日から適用する。

2 この規程施行の際、現に使用中の公印については、当分の間この規程の規定にかかわらず使用することができる。

### 附 則（昭和38年5月14日公安委員会規程第1号）

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

2 この規程施行の際、現に使用中の公印については、当分の間この規程の規定にかかわらず使用することができる。

### 附 則（昭和41年12月27日公安委員会規程第4号）

この規程は、昭和42年1月1日から施行する。

### 附 則（昭和42年3月3日公安委員会規程第1号）

1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。

2 この規程施行の日（以下この項において「施行日」という。）の前日までに使用した従前の制式による宮城県公安委員会交通事務専用圧印及び宮城県公安委員会交通事務専用認印の制式については、改正後の宮城県公安委員会公印規程別表第2の制式にかかわらず、施行日以後においてもなお従前の例による。

### 附 則（昭和54年8月24日公安委員会規程第2号）

1 この規程は、昭和54年8月24日から施行する。

2 この規程施行の際、現に使用中の宮城県公安委員会交通事務専用印（緊急自動車指定及び自動車運転免許行政処分関係事務用）については、当分の間この規程の規定にかかわらず使用することができる。

### 附 則（平成4年2月6日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 8 月 2 7 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 0 年 9 月 2 5 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、平成 1 0 年 1 0 月 4 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 1 月 1 1 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 1 4 年 1 月 1 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 5 月 2 4 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 1 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 6 月 2 8 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 9 月 2 4 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 1 4 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 1 1 月 3 0 日公安委員会規程第 5 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 1 7 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程施行の際現に改正前の宮城県公安委員会公印規程の規定により使用している身分証明書、少年指導委員証及び地域交通安全活動推進委員証は、当分の間この規程の規定にかかわらず、使用することができる。

附 則（平成 1 7 年 6 月 1 5 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 1 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 4 月 1 7 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 7 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 5 月 3 0 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 1 9 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 1 1 月 2 8 日公安委員会規程第 5 号）

この規程は、平成 2 0 年 1 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 2 月 1 0 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 2 2 年 2 月 1 0 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 5 月 1 0 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、平成 3 0 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 1 1 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、令和 4 年 3 月 1 5 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 2 5 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

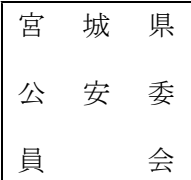

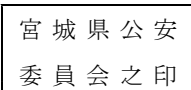


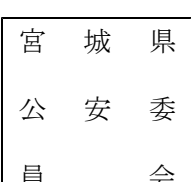
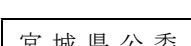
別表第1

## 一 般 公 印



名 称	書 体	大 き さ (ミリメートル)		公印に表示する 文 字	ひ な が た	用 途
		縦	横			
委員会印	てん書	35	35	宮城県公安委員会 之 印	宮 城 県 公 安 委 員 会 之 印	一般縦書 文書用
	てん書	35	35	宮城県公安委員会 之 印	宮 城 県 公 安 委 員 会 之 印	一般横書 文書用
委員長印	てん書	30	30	宮城県公安委員会 委員長之印	宮 城 県 公 安 委 員 会 委 員 長 之 印	一般縦書 文書用
	てん書	30	30	宮城県公安委員会 委員長之印	宮 城 県 公 安 委 員 会 委 員 長 之 印	一般横書 文書用

別表第2

## 専 用 公 印

名 称	ひながた	書 体	大 き さ (ミリメートル)		用 途
			縦	横	
宮城県公安委員会 身分証明事務専用 印		てん書	10	10	身分証明書、被害者 支援員証、少年指導 委員証、猟銃安全指 導委員証及び地域交 通安全活動推進委員 証作成事務用
宮城県公安委員会 保安事務専用印		てん書	20	20	風俗営業、古物営業 、質屋営業、警備業 、インターネット異 性紹介事業、探偵業 、銃砲等又は刀剣類 の所持、猟銃用火薬 類等の譲渡等、射撃 場の指定、核燃料物 質等の運搬証明等の 許可、行政処分等の 関係事務用
宮城県公安委員会 保安事務専用認印		かい書	9	15	風俗営業管理者証、 銃砲等又は刀剣類の 所持許可証、教習等 資格認定証及び使用 人届出済証明書作成 事務用
宮城県公安委員会 保安事務専用圧印		れい書	20	20	風俗営業管理者証、 銃砲等又は刀剣類の 所持許可証、教習等 資格認定証及び使用 人届出済証明書作成 事務用
宮城県公安委員会 保安事務専用圧印		れい書	22	22	警備員検定受験票及 び合格証作成事務並 びにクロスボウの表 示措置命令の事務用
宮城県公安委員会 刑事事務専用印		てん書	27	27	暴力団対策関係事務 用
宮城県公安委員会 刑事事務専用認印		てん書	4	12	暴力団対策関係事務 用

宮城県公安委員会 交通事務専用印	宮 城 県 公 安 委 員 会	てん書	3 0	3 0	自動車運転免許関係 及び指定自動車教習 所関係事務用
宮城県公安委員会 交通事務専用印	宮 城 県 公 安 委 員 会	てん書	2 4	2 4	緊急自動車指定、自 動車運転代行業認定 及び安全運転管理者 等認定事務並びに交 通規制、緊急通行車 両等であることの確 認及び自動車の保管 場所の確保等に関す る事務並びに放置車 両の確認事務及び駐 車監視員資格者証の 交付事務並びに交通 法令違反車両及び自 動車運転免許の行政 処分事務並びに自動 車運転免許取消処分 者講習等各種講習事 務用
宮城県公安委員会 交通事務専用印	委 公 宮 員 城 会 安 県	てん書	4. 5	4. 5	自動車運転免許証作 成事務用
宮城県公安委員会 交通事務専用印	宮 城 県 公 安 委 員 会	てん書	4. 5	4. 5	駐車監視員資格者証 作成事務用
宮城県公安委員会 交通事務専用印	宮 城 県 公 安 委 員 会	てん書	2 8	2 8	国外運転免許証作成 事務用
宮城県公安委員会 交通事務専用印	宮 城 県 公 安 委 員 会	てん書	2 0	2 0	国外運転免許証作成 事務用
宮城県公安委員会 交通事務専用認印	宮 城 県 公 委	てん書	4	1 2	自動車運転免許証作 成事務及び自動車運 転免許行政処分事務 用

<p>宮城県公安委員会 交通事務専用圧印</p>		<p>れい書</p>	<p>2 2</p>	<p>2 2</p>	<p>駐車監視員資格者証 作成事務、徴収職員 証作成事務、国外運 転免許証作成事務、 自動車運転免許試験 事務及び自動車運転 免許取消処分者講習 事務用</p>
<p>宮城県公安委員会 交通事務専用契印</p>		<p>かい書</p>	<p>3 0</p>	<p>2 0</p>	<p>交通関係事務用</p>